

# 令和5年度国民健康保険事業費納付金の算定について

R5. 2. 13

## 1 概要

- 国民健康保険制度改革により、平成30年度から県も市町村とともに保険者となり、財政運営の責任主体としての役割を担っています。
- この制度では、県が県全体の医療費を見込んだ上で、各市町村の所得水準や被保険者数等に応じて市町村ごとの納付金(※)を算定し、市町村は県から示された納付金を納める仕組みとなっています。
- 今回、国のガイドラインに基づき、令和5年度の納付金の算定を行いました。

※ 納付金とは、県が保険給付費等の支払いの財源として市町村に納付を求めるもので、被保険者が市町村に納める保険料とは異なるものです。

## 2 令和5年度の納付金

- 一人あたり納付金額は、令和4年度と比較して9.0%、11,938円増の145,059円となり、前年度と比べて全団体が増加しました。(別紙1)
- 納付金総額は、令和4年度と比較して5.3%、約12億5千万円増の約249億9千万円となり、前年度と比べて22団体が増加し、5団体が減少しました。(別紙2)

## 3 調整措置

- 納付金の仕組みの導入に伴い、被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、平成30年度から納付金の調整措置を行っています。
- 調整措置は、制度改正前の平成28年度の一人あたり納付金相当額と国のガイドラインにより算定した調整措置前の一人あたり納付金額を比較し、県平均の増加率を超える市町村に対して県が国と県の公費を充てるものです。
- 令和5年度の納付金額については、県平均の増加率を超えた12団体に対して、合計で約1億円の調整措置を実施することとして算定しました。(別紙3)

## 4 県・市町村の役割

- 県は、市町村ごとに決定した納付金を徴収し、保険給付に要する費用の全額を市町村に支払います。
- 市町村は、納付金の支払いや保健事業等の実施に必要な財源を賄うため、保険料率を決定し、賦課・徴収を行います。

## 一人当たり納付金額の比較（令和5年度－令和4年度）

市町村名	令和4年度 一人当たり 納付金額	令和5年度 一人当たり 納付金額	増減額	増減率
甲 府 市	130,538 円	142,142 円	+ 11,604 円	+ 8.9 %
富 士 吉 田 市	143,057 円	151,247 円	+ 8,190 円	+ 5.7 %
都 留 市	132,499 円	140,585 円	+ 8,086 円	+ 6.1 %
山 梨 市	143,152 円	156,539 円	+ 13,387 円	+ 9.4 %
大 月 市	126,434 円	137,150 円	+ 10,716 円	+ 8.5 %
韮 崎 市	125,638 円	136,890 円	+ 11,252 円	+ 9.0 %
南アルプス市	131,023 円	144,211 円	+ 13,188 円	+ 10.1 %
北 杜 市	118,468 円	129,946 円	+ 11,478 円	+ 9.7 %
甲 斐 市	127,397 円	139,372 円	+ 11,975 円	+ 9.4 %
笛 吹 市	140,860 円	155,333 円	+ 14,473 円	+ 10.3 %
上 野 原 市	138,016 円	150,772 円	+ 12,756 円	+ 9.2 %
甲 州 市	139,094 円	157,155 円	+ 18,061 円	+ 13.0 %
中 央 市	130,204 円	143,665 円	+ 13,461 円	+ 10.3 %
早 川 町	117,228 円	127,668 円	+ 10,440 円	+ 8.9 %
身 延 町	140,557 円	151,028 円	+ 10,471 円	+ 7.4 %
南 部 町	130,920 円	142,325 円	+ 11,405 円	+ 8.7 %
昭 和 町	150,281 円	164,350 円	+ 14,069 円	+ 9.4 %
道 志 村	137,435 円	149,809 円	+ 12,374 円	+ 9.0 %
西 桂 町	116,994 円	125,513 円	+ 8,519 円	+ 7.3 %
忍 野 村	139,766 円	148,121 円	+ 8,355 円	+ 6.0 %
山 中 湖 村	146,145 円	151,375 円	+ 5,230 円	+ 3.6 %
鳴 沢 村	135,149 円	144,835 円	+ 9,686 円	+ 7.2 %
小 菅 村	130,071 円	132,640 円	+ 2,569 円	+ 2.0 %
丹 波 山 村	110,280 円	138,426 円	+ 28,146 円	+ 25.5 %
富士河口湖町	144,323 円	153,224 円	+ 8,901 円	+ 6.2 %
市 川 三 郷 町	125,281 円	136,122 円	+ 10,841 円	+ 8.7 %
富 士 川 町	133,715 円	144,095 円	+ 10,380 円	+ 7.8 %
県 全 体	133,121 円	145,059 円	+ 11,938 円	+ 9.0 %

増加 27 団体  
減少 0 団体

## 納付金総額の比較（令和5年度－令和4年度）

市町村名	令和4年度 納付金総額	令和5年度 納付金総額	増減額	増減率
甲 府 市	5,015,659,209 円	5,376,819,262 円	+ 361,160,053 円	+ 7.2 %
富 士 吉 田 市	1,390,372,355 円	1,426,563,708 円	+ 36,191,353 円	+ 2.6 %
都 留 市	778,696,704 円	800,347,756 円	+ 21,651,052 円	+ 2.8 %
山 梨 市	1,149,078,650 円	1,231,651,719 円	+ 82,573,069 円	+ 7.2 %
大 月 市	662,515,842 円	690,825,101 円	+ 28,309,259 円	+ 4.3 %
韭 崎 市	765,259,644 円	812,443,269 円	+ 47,183,625 円	+ 6.2 %
南アルプス市	1,940,584,844 円	2,051,113,061 円	+ 110,528,217 円	+ 5.7 %
北 杜 市	1,589,479,222 円	1,699,569,212 円	+ 110,089,990 円	+ 6.9 %
甲 斐 市	1,870,691,216 円	1,957,341,457 円	+ 86,650,241 円	+ 4.6 %
笛 吹 市	2,254,745,468 円	2,392,432,222 円	+ 137,686,754 円	+ 6.1 %
上 野 原 市	737,969,581 円	741,498,204 円	+ 3,528,623 円	+ 0.5 %
甲 州 市	1,168,114,047 円	1,243,884,994 円	+ 75,770,947 円	+ 6.5 %
中 央 市	790,727,672 円	842,166,194 円	+ 51,438,522 円	+ 6.5 %
早 川 町	25,790,122 円	27,065,707 円	+ 1,275,585 円	+ 4.9 %
身 延 町	381,753,887 円	376,663,463 円	▲ 5,090,424 円	▲ 1.3 %
南 部 町	210,126,245 円	216,760,319 円	+ 6,634,074 円	+ 3.2 %
昭 和 町	566,409,804 円	638,334,719 円	+ 71,924,915 円	+ 12.7 %
道 志 村	57,860,227 円	62,769,801 円	+ 4,909,574 円	+ 8.5 %
西 桂 町	93,946,438 円	104,175,424 円	+ 10,228,986 円	+ 10.9 %
忍 野 村	206,155,453 円	202,185,738 円	▲ 3,969,715 円	▲ 1.9 %
山 中 湖 村	259,699,120 円	245,985,095 円	▲ 13,714,025 円	▲ 5.3 %
鳴 沢 村	112,443,578 円	115,867,682 円	+ 3,424,104 円	+ 3.0 %
小 菅 村	26,924,647 円	21,753,032 円	▲ 5,171,615 円	▲ 19.2 %
丹 波 山 村	16,762,560 円	20,487,118 円	+ 3,724,558 円	+ 22.2 %
富士河口湖町	821,199,190 円	834,766,647 円	+ 13,567,457 円	+ 1.7 %
市 川 三 郷 町	433,221,158 円	451,652,317 円	+ 18,431,159 円	+ 4.3 %
富 士 川 町	413,714,032 円	412,832,623 円	▲ 881,409 円	▲ 0.2 %
県 合 計	23,739,900,915 円	24,997,955,844 円	+ 1,258,054,929 円	+ 5.3 %

増加 22 団体  
減少 5 団体

(内訳)

医療分	16,294,586,617	17,002,195,474	+ 707,608,857	+ 4.3 %
後期高齢者支援金分	5,428,614,446	5,930,420,900	+ 501,806,454	+ 9.2 %
介護納付金分	2,016,699,852	2,065,339,470	+ 48,639,618	+ 2.4 %

## 調整措置（一人当たり納付金額の調整）

市町村名	平成28年度 一人当たり 納付金額	令和5年度 一人当たり 納付金額	増減率 (1年当たり)	令和5年度 一人当たり 納付金額	令和5年度 調整措置額	
	旧制度	調整措置前		調整措置後	一人当たり 調整額	調整総額
甲 府 市	127,637 円	142,142 円	+ 1.5 %	142,142 円	0 円	0 円
富 士 吉 田 市	132,472 円	151,774 円	+ 2.0 %	151,247 円	▲ 527 円	▲ 4,970,664 円
都 留 市	140,048 円	140,585 円	+ 0.1 %	140,585 円	0 円	0 円
山 梨 市	138,343 円	156,806 円	+ 1.8 %	156,539 円	▲ 267 円	▲ 2,100,756 円
大 月 市	139,316 円	137,150 円	▲ 0.2 %	137,150 円	0 円	0 円
韮 崎 市	120,184 円	137,302 円	+ 1.9 %	136,890 円	▲ 412 円	▲ 2,445,220 円
南アルプス市	123,064 円	145,441 円	+ 2.4 %	144,211 円	▲ 1,230 円	▲ 17,494,290 円
北 杜 市	116,889 円	129,946 円	+ 1.5 %	129,946 円	0 円	0 円
甲 斐 市	126,670 円	139,372 円	+ 1.4 %	139,372 円	0 円	0 円
笛 吹 市	130,579 円	157,102 円	+ 2.7 %	155,333 円	▲ 1,769 円	▲ 27,246,138 円
上 野 原 市	134,858 円	150,772 円	+ 1.6 %	150,772 円	0 円	0 円
甲 州 市	124,070 円	160,749 円	+ 3.8 %	157,155 円	▲ 3,594 円	▲ 28,446,510 円
中 央 市	118,818 円	145,740 円	+ 3.0 %	143,665 円	▲ 2,075 円	▲ 12,163,650 円
早 川 町	121,073 円	127,668 円	+ 0.8 %	127,668 円	0 円	0 円
身 延 町	148,082 円	151,028 円	+ 0.3 %	151,028 円	0 円	0 円
南 部 町	155,450 円	142,325 円	▲ 1.3 %	142,325 円	0 円	0 円
昭 和 町	143,650 円	164,989 円	+ 2.0 %	164,350 円	▲ 639 円	▲ 2,481,876 円
道 志 村	150,147 円	149,809 円	▲ 0.0 %	149,809 円	0 円	0 円
西 桂 町	137,979 円	125,513 円	▲ 1.3 %	125,513 円	0 円	0 円
忍 野 村	130,561 円	148,451 円	+ 1.9 %	148,121 円	▲ 330 円	▲ 450,450 円
山 中 湖 村	156,340 円	151,375 円	▲ 0.5 %	151,375 円	0 円	0 円
鳴 沢 村	164,436 円	144,835 円	▲ 1.8 %	144,835 円	0 円	0 円
小 菅 村	114,775 円	133,416 円	+ 2.2 %	132,640 円	▲ 776 円	▲ 127,264 円
丹 波 山 村	85,970 円	146,822 円	+ 7.9 %	138,426 円	▲ 8,396 円	▲ 1,242,608 円
富士河口湖町	144,160 円	153,224 円	+ 0.9 %	153,224 円	0 円	0 円
市 川 三 郷 町	119,686 円	136,492 円	+ 1.9 %	136,122 円	▲ 370 円	▲ 1,227,660 円
富 士 川 町	142,906 円	144,095 円	+ 0.1 %	144,095 円	0 円	0 円
県 全 体	129,820 円	145,641 円	+ 1.7 %	145,059 円	▲ 582 円	▲ 100,397,086 円

増加 21 団体

減少 6 団体

調整措置対象 12 団体

調整措置総額		100,397,086 円
財源	国公費	50,082,000 円
	県公費	50,315,086 円
	合 計	100,397,086 円

# 令和5年度 標準保険料率

参考資料

## ● 都道府県標準保険料率（各都道府県を比較する際に参考とするもの：α1）

	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
山梨県	7.02	-	42,769	-	2.81	-	16,584	-	2.40	-	17,406	-

## ● 市町村標準保険料率（各市町村を比較する際に参考とするもの）

市町村名	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
甲府市	6.58	-	28,536	19,243	2.85	-	12,085	8,149	2.41	-	12,483	6,397
富士吉田市	7.86	-	34,090	22,988	2.74	-	11,593	7,818	2.36	-	12,237	6,271
都留市	6.49	-	28,117	18,961	2.73	-	11,559	7,795	2.37	-	12,305	6,306
山梨市	7.43	-	32,206	21,718	2.71	-	11,497	7,753	2.35	-	12,179	6,241
大月市	6.45	-	27,964	18,857	2.74	-	11,615	7,833	2.33	-	12,079	6,190
韮崎市	7.49	-	32,470	21,896	2.69	-	11,400	7,688	2.36	-	12,228	6,266
南アルプス市	6.83	-	29,603	19,963	2.65	-	11,239	7,579	2.28	-	11,841	6,068
北杜市	6.19	-	26,834	18,095	2.69	-	11,409	7,694	2.38	-	12,345	6,326
甲斐市	6.77	-	29,341	19,786	2.78	-	11,765	7,934	2.37	-	12,324	6,316
笛吹市	7.15	-	30,996	20,902	2.64	-	11,175	7,536	2.28	-	11,834	6,064
上野原市	6.94	-	30,100	20,298	2.81	-	11,904	8,027	2.33	-	12,080	6,191
甲州市	7.44	-	32,256	21,752	2.54	-	10,771	7,263	2.23	-	11,582	5,935
中央市	6.91	-	29,966	20,207	2.68	-	11,348	7,653	2.28	-	11,846	6,070
早川町	6.37	-	27,638	18,638	2.77	-	11,725	7,906	2.43	-	12,630	6,472
身延町	6.71	-	29,082	19,611	2.76	-	11,677	7,874	2.35	-	12,208	6,256
南部町	6.97	-	30,227	20,384	2.78	-	11,776	7,941	2.37	-	12,311	6,309
昭和町	7.35	-	31,848	21,477	2.77	-	11,726	7,907	2.36	-	12,273	6,289
道志村	6.74	-	29,233	19,713	2.80	-	11,857	7,996	2.39	-	12,382	6,345
西桂町	5.95	-	25,815	17,408	2.79	-	11,834	7,980	2.38	-	12,360	6,334
忍野村	7.15	-	31,002	20,906	2.76	-	11,693	7,885	2.38	-	12,334	6,321
山中湖村	6.85	-	29,720	20,042	2.84	-	12,045	8,123	2.45	-	12,734	6,526
鳴沢村	6.99	-	30,303	20,435	2.83	-	11,984	8,081	2.38	-	12,335	6,321
小菅村	5.94	-	25,757	17,369	2.72	-	11,513	7,764	2.36	-	12,267	6,286
丹波山村	6.56	-	28,455	19,188	2.65	-	11,252	7,588	2.01	-	10,426	5,343
富士河口湖町	7.09	-	30,738	20,728	2.84	-	12,046	8,123	2.35	-	12,212	6,258
市川三郷町	7.07	-	30,659	20,675	2.78	-	11,787	7,949	2.35	-	12,201	6,253
富士川町	7.40	-	32,091	21,640	2.76	-	11,710	7,896	2.36	-	12,267	6,286

## ● 市町村の算定基準に基づく保険料率（各市町村で保険料率を検討する際に参考とするもの）

市町村名	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
甲府市	7.03	0	28,057	17,988	2.92	0	11,842	7,592	2.48	0	12,349	6,149
富士吉田市	9.00	0	27,354	23,086	3.10	0	9,716	7,509	2.25	0	11,841	6,941
都留市	6.42	0	26,072	21,118	2.71	0	10,707	8,591	2.12	0	12,283	7,260
山梨市	7.39	0	27,654	25,721	2.63	0	10,011	9,070	2.27	0	10,693	8,321
大月市	6.35	0	27,670	19,230	2.66	0	11,898	7,540	2.26	0	11,250	7,303
韮崎市	8.45	0	27,222	19,112	3.02	0	9,519	6,696	2.53	0	11,249	5,663
南アルプス市	6.62	0	27,056	24,932	2.62	0	10,331	9,019	2.06	0	11,201	8,304
北杜市	5.13	0	24,361	23,909	2.17	0	11,324	8,817	1.83	0	11,809	8,888
甲斐市	6.65	0	27,978	20,178	2.63	0	10,949	9,321	2.41	0	10,972	6,850
笛吹市	6.78	0	30,477	21,438	2.48	0	10,952	7,694	2.10	0	11,723	6,113
上野原市	6.82	0	31,052	19,905	2.73	0	12,344	7,913	2.07	0	10,202	4,966
甲州市	7.26	0	27,076	27,819	2.17	0	10,057	9,770	2.11	0	10,331	6,287
中央市	6.95	0	30,451	21,458	2.64	0	11,515	8,045	2.23	0	12,099	5,747
早川町	6.05	0	26,198	22,677	2.45	0	12,662	7,918	2.26	0	12,313	6,207
身延町	6.83	0	26,346	26,297	2.64	0	10,850	10,867	2.30	0	10,738	8,715
南部町	7.08	0	27,048	22,648	2.88	0	9,715	9,199	2.37	0	10,333	7,433
昭和町	7.00	0	30,782	30,507	2.23	0	13,027	11,524	2.11	0	12,474	9,334
道志村	9.20	0	30,668	22,713	2.32	0	12,758	9,324	2.15	0	13,401	8,166
西桂町	5.49	0	25,810	23,054	2.81	0	10,979	9,885	2.21	0	11,917	8,044
忍野村	8.20	0	24,541	21,462	3.09	0	9,595	7,693	2.13	0	11,804	8,248
山中湖村	7.17	0	27,617	27,948	2.78	0	12,031	9,453	2.04	0	14,034	9,147
鳴沢村	5.93	0	27,704	29,171	2.50	0	12,326	8,362	1.99	0	13,732	6,203
小菅村	5.35	0	22,215	28,582	2.18	0	9,977	13,372	1.90	0	10,723	8,123
丹波山村	7.19	0	29,302	22,172	2.81	0	12,131	8,646	1.91	0	9,659	8,925
富士河口湖町	6.76	0	36,530	26,318	2.68	0	14,945	10,992	2.17	0	15,349	8,735
市川三郷町	7.17	0	29,559	19,827	2.76	0	11,450	7,680	2.23	0	12,195	6,214
富士川町	8.07	0	27,672	27,426	2.53	0	11,859	10,678	2.23	0	10,890	9,833

- ※ 標準保険料率とは、比較・検討の際に参考にするためのもので、被保険者が市町村に保険料を納める際に使用する保険料率とは異なるものです。
- ※ 医療分とは、医療費に充てられる保険料です。
- ※ 後期分とは、後期高齢者の医療費を支援する費用に充てられる保険料です。
- ※ 介護分とは、40歳以上が負担する介護保険料に充てられる保険料です。
- ※ 所得割率とは、所得に対して賦課される保険料率です。
- ※ 資産割率とは、固定資産税に対して賦課される保険料率です。
- ※ 均等割額とは、被保険者数に対して賦課される保険料額です。
- ※ 平等割額とは、世帯に対して賦課される保険料額です。